

◇現行の調剤報酬上の評価◇

時間外加算： 調剤技術料の100/100に相当する点数を加算

- ・ 開局時間以外の時間（概ね午前8時前及び午後6時以降。ただし、深夜及び休日を除く。）において、調剤を行った場合に算定
- ・ 当該保険薬局が常態として調剤応需の体制をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の手扱いはしない。

休日加算： 調剤技術料の140/100に相当する点数を加算

- ・ 休日（深夜を除く。）において、調剤を行った場合に算定
- ・ 常態として又は臨時に当該休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者については算定できない。

深夜加算： 調剤技術料の200/100に相当する点数を加算

- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）において、調剤を行った場合に算定
- ・ 常態として又は臨時に当該深夜時間帯を開局時間としている保険薬局において調剤を受けた患者については算定できない。

※ いずれの加算についても、輪番制による当番保険薬局等、救急医療の確保のために調剤を行っていると思われる保険薬局においては、算定可。